

令和6年度大阪府サービス管理責任者等《基礎研修》募集要項

本研修は、社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号 3）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業実施要領」に基づいて実施するものです。

1. 目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2. 受講対象者

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

※平成30年度までに「サービス管理責任者等研修(分野別)」を修了された方は、受講の必要はありません。

※下表の実務経験年数に満たない場合、申込書を受理できませんのでご注意ください。

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

※ご自身の実務経験の詳細については、各市町村の指定権者にお問い合わせください。

※全体講義は講義映像を Web 配信しますので、視聴可能な端末及びインターネット環境が準備できることが必須となります。

※大阪府外の事業所に配置予定の方はお申込みできません。

(1) サービス管理責任者研修

指定障がい福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年以上
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年以上
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年以上
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年以上

(2) 児童発達支援管理責任者研修

指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年以上
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年以上
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年以上
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年以上

【ご注意ください】

- ・本研修を受講し修了しても、すぐに1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することはできません。
- ・1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するには、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程の2つの研修を修了後（どちらを先に受講されても構いません）、6ヶ月以上または2年以上の相談支援業務又は直接支援業務を経験した後、サービス管理責任者等実践研修を修了し、従事に必要な実務経験を満たしている必要があります。

3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)	全国介護事業者連盟 (指定番号5)
募集期間	令和6年4月23日～ 令和6年5月8日 (募集は終了しました)	令和6年6月26日～ 令和6年7月10日 (募集は終了しました)	令和6年9月9日～ 令和6年9月26日	令和6年11月18日～ 令和6年12月2日
研修期間	令和6年8月16日～ 令和6年9月27日	令和6年10月1日～ 令和6年12月11日	令和7年1月17日～ 令和7年3月7日 (Web配信による講義7時間程度 と演習2日間)	令和7年2月28日～ 令和7年3月16日

4. 研修日時・場所・定員

研修は、下表のとおりの日時・場所・定員で開催します。

演習日程は事務局で決定し、受講決定通知（メール）にてお知らせします。日程の指定はできません、いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申込みください。

- ・全体講義（1日目）は、講義映像をWeb配信します。配信方法等の詳細については、受講決定者にテキストと一緒に送付します。講義映像視聴後、講義についてのレポートを作成してください。
- ・演習初日の受付時に事前課題と講義についてのレポートを提出していただきます。
- ・2日目・3日目の演習は各日程ごとの集合研修です。

定員	定員 704名									
1日目 【全体講義】	WEB研修 動画配信期間 A日程～J日程共通（期間中夜間視聴可能） 令和7年1月17日（金）9:00～1月23日（木）17:00 *約7時間の動画視聴とレポート提出を課題とします。上記期間を過ぎると視聴することができません									
日程	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
人数	64名	64名	64名	64名	64名	64名	64名	64名	96名	96名
会場	大研修室	大研修室	大研修室	大研修室	大研修室	大研修室	大研修室	大研修室	ホール	ホール
2日目 【講義・演習】	1/28 (火)	1/30 (木)	2/4 (火)	2/6 (木)	2/13 (木)	2/18 (火)	2/20 (木)	2/27 (木)	3/4 (火)	3/6 (木)
3日目 【講義・演習】	1/29 (水)	1/31 (金)	2/5 (水)	2/7 (金)	2/14 (金)	2/19 (水)	2/21 (金)	2/28 (金)	3/5 (水)	3/7 (金)
	*時間帯は、演習2日目、3日目ともに10:00～17:00を予定									
場所	ビッグ・アイ（国際障害者交流センター） 大阪府堺市南区茶山台1-8-1【泉北高速鉄道「泉ヶ丘駅」下車、南東方向約200m】									

※演習会場は変更する場合がありますのでご了承ください。

※演習実施時間については予定です。プログラム等によって、開始・終了の時間が変更になる場合がございます。

5. 受講費用：26,400円（消費税2,400円）

- ・振込先等は、受講決定者へのメールにてご連絡します。
 - ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
 - ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
- ※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

6. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書交付については、以下の項目を全て満たす必要があります。
 - *Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出（演習初日に持参）
 - *事前課題の提出（演習初日に持参）
 - *演習2日間の全項目を受講
- ・研修当日は、受講者本人であることを確認するため、運転免許証等の本人確認ができるものをご持参ください。本人であることが確認できない場合は、修了証書を交付できない場合があります。

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室、そのほか受講態度が著しく不良（居眠り、携帯電話・タブレット・スマートウォッチ等の通信機器全般の使用など）の場合も、以後の研修受講を認められず修了証書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※その他、申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

7. 申込み方法について

- ①「学則」「募集要項」「申込手順」を確認のうえ、別紙1「推薦書」を当法人HPよりプリントアウト
 - ・別紙1「推薦書」に必要事項を記入し、サービス管理責任者等として **配置予定の事業所** の公印を押印（受講推薦が得られない場合は申込者氏名、生年月日、及び受講申込者署名欄のみ記入）
- ②別紙1「推薦書」をデータ化 ※別紙「申込手順」でご確認ください。
 - ・別紙1「推薦書」をPDF・JPEG等にデータ化する（ファイル名は「申込者氏名 推薦」と変更してください）
 - ※一人目のサービス管理責任者等としてすでに配置されている方は、変更届出書（受理されたことがわかるもの）もデータ化（ファイル名は『申込者氏名 変更届出書』と変更してください）
- ③当法人HPの「申込フォーム」に入力、法人・事業所等代表者とともに入力内容について虚偽・間違いがないか確認後、**送信する** をクリック
 - ※申込フォームガイドを参考に申込フォームに正確に入力してください
 - ※推薦書を申込フォームにデータで添付（推薦がなく署名欄記入のみの方も同様）
 - ※入力内容確認画面を控えとして、画面を保存または印刷してください
- ④申込完了のメール通知
 - ※申込が完了しましたら、入力したメールアドレス宛に申込完了のメールが届きますので、必ずご確認ください（メールが届かない場合は申込みが完了していない可能性があります）
 - ※「@sfj-osaka.net」からのメール受信ができるよう設定をお願いします。
 - ※記入・入力に不備があった場合、申込受付ができませんので、漏れのないように記入・入力してください。
 - ※先着順ではございません。また、申込期日を過ぎた場合の受付は一切できません。

受付締切日時：令和6年9月26日（木）16:30
～ 期日を過ぎた場合の受付は一切できません ～

8. 受講決定について

- ※ 受講の可否については、申込時にご入力いただいたメールアドレスへ11月5日（火）頃通知予定です。
- ※ お電話、メール等での受講の可否についてのお問合せには一切お答えできません。
- ※ 11月7日（木）までに届かない場合のみ、研修事務局にお問合せください。

9. 受講決定における優先順位について

- 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。
- 受講者選考は、推薦のある受講申込者が事業所に従事する状況に基づき決定するものです。「申込フォーム」の「4. サービス管理責任者・児童発達管理責任者として従事する予定の事業所について」「5. 事業開始および受講申込者の配置について」には、必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、入力してください。
- 法人・事業所等代表者からの推薦がない方は個人申込みとなり、定員に余裕があれば個人申込みの方を優先します。

大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領 抜粋（①が優先順位高く⑤が低い）

① 指定権者に変更届出書等を提出し、受理されている者

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定者として指定権者に変更届出書等を提出し、受理された者

② 基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定の者

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）に定めるサービス管理責任者等が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たす者

③ 基礎研修修了後、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早い者

当該年度の基礎研修を修了後、6ヶ月以上又は2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早い者（令和5年度以降の落選回数を加味する。）

④ 交代要員

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者

⑤ その他

上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

（注）受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。

10. その他留意事項

- 研修の形式の変更や日程変更・中止の可能性がありますので、その旨をご理解・ご了承のうえで、お申込みいただきますようお願い申し上げます。
- 変更情報は当法人の HP (<https://sfj-osaka.net/training/115837/>) に掲載いたしますので、ご確認ください。
- 換気の確保など新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら、研修を実施しています。

11. 研修に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 「研修事務局」

電 話：072-729-8660

FAX：072-729-8666

メール：work-shop@sfj-osaka.net